

福島再生加速化交付金（第61回）《帰還・移住等環境整備第47回》 の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：7,341百万円 国費5,524百万円

※福島県、9市町村、1組合（25事業）に対する交付可能額。市町村等別は別紙1のとおりです。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 主な交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

○被災地域農業復興総合支援事業

・南相馬市等において、農業用施設等の整備を行います。

《4,446百万円（3,338百万円）（1県1市4事業）》

○農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業

・田村市において、農業用施設の整備を行います。

《759百万円（569百万円）（1市1事業）》

○都市防災推進事業

・檜葉町等において、地域防災拠点等の整備を行います。

《497百万円（373百万円）（3町4事業）》

○移住・定住促進事業

・双葉町において、新たな住民の移住・定住促進に資する施策を行います。

《14百万円（10百万円）（1町1事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第61回）《帰還・移住等環境整備（第47回）》市町村等別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（第61回）《帰還・移住等環境整備（第47回）》市町村等別の主な事業
- ・別紙3：福島再生加速化交付金（第61回）《帰還・移住等環境整備（第47回）》交付可能額通知対象事業一覧
- ・別紙4：福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の概要

本件連絡先：復興庁加速化交付金班

担当：北條

電話：03-6328-0255

復興庁移住・生環加速班

担当：中山

電話：03-6328-0252

【別紙1】

福島再生加速化交付金（第61回）《帰還・移住等環境整備
（第47回）》市町村等別交付可能額

(単位:百万円)

県及び市町村名	事業費	交付可能額【国費】
田 村 市	7 5 9	5 6 9
南 相 馬 市	1 0 5	8 4
川 俣 町	4 7 9	3 5 9
檜 葉 町	5 8 6	4 4 0
川 内 村	8 9	6 9
双 葉 町	5 7	4 5
浪 江 町	3 3 3	2 5 8
飯 舘 村	8 6	6 5
二 本 松 市	4 6 7	3 5 0
福 島 県	4, 3 8 0	3, 2 8 5
双葉地方 広域市町村圏組合	0. 9	0. 9
計 (県、9市町村及び1組合)	7, 3 4 1	5, 5 2 4

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

端数処理により、合計と一致しない場合があります。

福島再生加速化交付金(第61回)《帰還・移住等環境整備(第47回)》 市町村等別の主な事業

※金額は、【事業費(うち、国費)】です。
※事業番号については、資料【別紙3】参照。

田村市

- 事業番号:41(農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策事業))
・農産物振興施設整備事業(基金型) 【759百万円(569百万円)】

双葉町

- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
・双葉町移住・定住支援業務体制整備等事業 【14百万円(10百万円)】

南相馬市

- 事業番号:37(子育て支援のための拠点施設整備事業)
・地域子育て支援拠点施設整備事業《新規》 【39百万円(31百万円)】
- 事業番号:43(被災地域農業復興総合支援事業)
・複合型園芸施設等用地造成事業 南相馬市《新規》 【66百万円(53百万円)】

浪江町

- 事業番号:13(都市公園事業)
・復興海浜緑地(多目的広場)整備事業 【204百万円(163百万円)】
- 事業番号:39(保育所等の複合化・多機能化推進事業)
・浪江町認定こども園整備(増築)事業《新規》 【36百万円(29百万円)】
- 事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業)
・浪江町川添産業団地整備事業《新規》 【40百万円(30百万円)】

川俣町

- 事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業)
・中山工業団地拡充整備事業 【116百万円(87百万円)】
- 事業番号:47(原子力災害被災地域事業所整備支援事業)
・川俣町貸事業所整備事業 【363百万円(272百万円)】

二本松市

- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
・農業水利施設等保全再生事業 二本松地区 【467百万円(350百万円)】

檜葉町

- 事業番号:10(都市防災推進事業)
・檜葉町多機能防災拠点整備事業 【226百万円(169百万円)】
・檜葉町防災備蓄倉庫整備事業 【232百万円(174百万円)】
- 事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業)
・波倉地区産業団地整備事業 【129百万円(97百万円)】

福島県

- 事業番号:43(被災地域農業復興総合支援事業)
・複合型園芸施設等整備事業 南相馬市《新規》 【149百万円(112百万円)】
・園芸施設整備事業 南相馬市《新規》 【12百万円(9百万円)】
・園芸作物集出荷団地施設整備 南相馬市(基金型) 【4,219百万円(3,164百万円)】

福島再生加速化交付金(第61回)《帰還・移住等環境整備(第47回)》
交付可能額通知対象事業一覧

事業番号	事業名
10	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
13	都市公園事業
17	埋蔵文化財発掘調査事業
20	水道施設整備事業
22	放射線測定装置・機器等整備支援事業
23	個人線量管理・線量低減活動支援事業
37	子育て支援のための拠点施設整備事業
39	保育所等の複合化・多機能化推進事業
40	農山村地域復興基盤総合整備事業
41	農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策)事業
42	農業基盤整備促進事業
43	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)
46	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業

事業番号	事業名
47	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業
49	移住・定住促進事業

(※)各事業メニューの詳細については、復興庁HPをご参照下さい。

URL : <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html>

福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備)

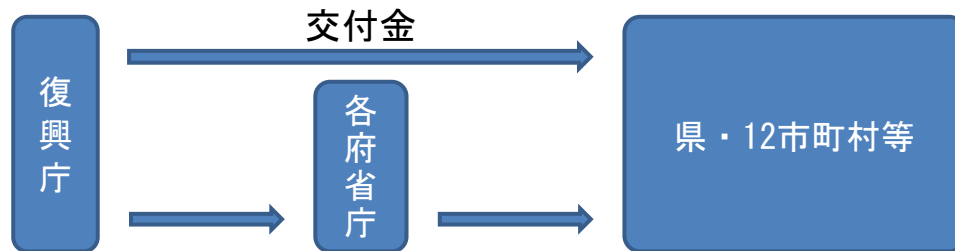
事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業（住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策）を支援する。

目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

資金の流れ



(注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等

(2) 主な交付対象事業

① 生活拠点整備

福島復興再生拠点、災害公営住宅、再生賃貸住宅、道路、小中学校・幼稚園等の整備

② 生活環境向上対策

水道施設整備、井戸掘削等

③ 健康管理・健康不安対策

モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置

④ 社会福祉施設整備

介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備

⑤ 農林水産業再開のための環境整備

農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施設等の整備

⑥ 商工業再開のための環境整備

産業団地、貸事業所等の整備

⑦ 移住等の促進

自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業